

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、法定外公共物（河川）が公共用物であることに鑑み、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持されることを前提として、営業活動を行う事業者等による法定外公共物（河川）の土地利活用事業（以下、「土地利活用事業」という。）を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「法定外公共物（河川）」とは、静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号、以下「条例」という。）第2条第2号の施設で、かつ静岡市が管理する土地をいう。

2 この要綱において「占用の許可」とは、条例第4条第1項の許可をいう。

3 この要綱において「占用工作物」とは、占用の許可の目的である工作物をいう。

4 この要綱において「審査基準」とは、静岡市法定外公共物管理条例（平成15年静岡市条例第252号）第2条第2号の規定による法定外公共物における第4条第1項に規定する土地の占用の許可に係る審査基準をいう。

（民間活用等推進区域の指定等）

第3条 市長は、法定外公共物（河川）の効果的かつ効率的な管理のために民間事業者等による多様な利用の推進を図る必要があると認められるときは、土地利活用事業に使用することができる法定外公共物（河川）の土地の区域（以下、「民間活用等推進区域」という。）を指定する。

2 市長は、民間活用等推進区域を指定するときは、併せて当該民間活用等推進区域における土地利活用事業に使用するための土地の占用の方針（以下、「土地利活用方針」という。）を定めるものとする。

3 土地利活用方針には、当該民間活用等推進区域において土地の占用の許可を受けることができる使用方法、当該法定外公共物（河川）の治水上の機能に応じて管理者が指定する条件等を定めるものとする。

4 民間活用等推進区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。

（土地利活用事業に係る占用の事前審査）

第4条 市長は、民間活用等推進区域において土地利活用事業に係る占用の許可を申請しようとする者（以下、「活用事業者」という。）に対し、審査基準に照らして当該法定外公共物（河

川) の目的に支障を及ぼさない範囲の使用方法であるかどうか、地域社会のニーズへの対応としてその必要性が広く認められる使用方法であるかどうかを審査し、必要な措置を講ずるよう指導するものとする。

2 市長は、前項の審査に際し、次に掲げる各号の事項を記載した実施計画の提出を求めるものとする。

一 事業内容

二 実施体制

三 実施期間における工程表

四 工作物の管理方法

五 大雨時の安全対策

六 事故等の対応方針

七 図面（平面図、構造図、断面図等）

八 その他市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の審査の結果を、活用事業者に書面で通知するものとする。

（実施協定の締結）

第5条 市長は、占用対象の法定外公共物（河川）の態様等により、特別な使用条件を付す必要がある場合は、活用事業者と土地利活用事業の実施に関する協定を締結するものとする。

（占用の許可の方針、条件、監督処分等）

第6条 市長は、活用事業者が占用の許可を申請した場合において、審査基準に定めるところにより審査するものとする。

2 土地利活用事業に係る占用の許可の期間は、条例第6条に規定する市長が特に必要がある認める場合として10年以内とすることができる。

3 土地利活用事業に係る占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の安全管理上必要があると認められる条件を付すものとする。

4 土地利活用事業に係る占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。

5 土地利活用事業に係る占用の許可を受けた者（以下「許可事業者」という。）が法又は許可条件（条例第4条各号の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、条例第12条に規定する許可の取消し等、条例第13条に規定する立入

検査等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。

(許可事業者以外の使用)

第7条 許可事業者は、その占用工作物を他の営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用をさせることができるものとする。

2 市長は、前項の規定により活用事業者に対して、施設使用者に占用工作物の使用をさせることを含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者に占用工作物を使用させる場合には、使用契約を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。

二 施設利用料の徴収及び活用状況を、年一回以上報告すること。

3 第1項の規定に基づき、許可事業者が施設使用者に占用工作物の使用をさせる場合には、当該許可事業者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を市長に報告するものとする。

4 許可事業者は、使用契約を締結するときは、占用工作物の使用の具体的内容（使用する占用工作物の概要を含む。）、契約期間、使用料、工作物の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。

二 施設使用者は、許可事業者の指導監督に服すること。

三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。

四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、許可事業者の意思表示により契約を解除できること。

5 施設使用者による占用工作物の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、市長は、次の各号に定めるところにより必要な措置をするものとする。

一 許可事業者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示を状況に応じて適正に実施すること。

二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。

(実施計画の変更の協議)

第8条 許可事業者が土地利活用事業に係る占用の許可を受けた事項を変更しようとする

きは、第4条の規定を準用し、当該法定外公共物（河川）の本来の機能及び目的を阻害することがないように審査するものとする。

2 市長は、変更しようとする土地利活用事業に係る占用が、当該法定外公共物（河川）の本来の機能及び目的を阻害しないと認められる場合には、許可事業者と実施計画の変更について協議するものとする。

3 許可事業者は、前項に基づく土地利活用事業に係る占用の変更について、条例第7条の規定による変更の許可を受けるものとする。

（継続的な占用の許可）

第9条 土地利活用事業に係る占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するための許可申請がなされた場合には、適正な法定外公共物（河川）の管理を推進するため、審査基準に定めるところにより改めて審査するものとする。

2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可することが不適當であると認められるときは、必要に応じて、従前よりも短い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年9月25日から施行する。

様式1（第4条第1項関係）

年 月 日

静岡市長 宛て

住 所

商号又は団体名

代表者氏名

法定外公共物（河川）土地利活用事業実施計画書

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業を実施したいため、実施計画書を提出します。

＜実施計画書に記載する事項＞

【必須事項】

- 1) 事業の名称
- 2) 使用する法定外公共物の名称
- 3) 事業の実施日または期間（予定）
- 4) 事業内容
- 5) 実施体制（グループで参加する場合は、役割分担等が確認できるもの）
- 6) 工程表（準備・原状回復等の期間も含めた全体スケジュールが確認できるもの）
- 7) 工作物の管理方法
- 8) 大雨時の安全対策（利用者等の安全確保、工作物の撤去方法、対応体制等）
- 9) 事故等の対応方針
- 10) 計画平面図（法定外公共物の使用範囲、工作物等の配置・数量が確認できるもの）
- 11) 構造図、断面図（設置する工作物がある場合は、構造・仕様を確認できるもの）

【その他の事項】

- 12) 広報・PR 等の方法
- 13) 期待する効果
- 14) 効果の検証方法
- 15) その他市長が必要と認める事項

※1)～11)の事項は、必ず記載してください。記載の順序、構成は自由とします。

※10～11)の事項は、設置する工作物がある場合、必ず添付してください。

※12～15)の事項は、利活用事業の内容及び事前審査時の指導に応じて記載してください。

様式2（第4条第3項関係）

静 第 号
年 月 日

活用事業者 代表者 宛て

静岡市長

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施計画書の事前審査について（通知）

令和●年●月●日付で提出のあった実施計画書に基づく利活用事業について、静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱第4条第1項に規定する事前審査の結果、静岡市法定外公共物管理条例第2条第2号の規定による法定外公共物における第4条第1項に規定する土地の占用の許可に係る審査基準を満たすことを確認しましたので、下記のとおり通知します。

記

- 1 事業の名称
- 2 使用する法定外公共物の名称
- 3 事業の実施日または期間（予定）
- 4 指導事項
 - ・ 静岡市法定外公共物管理条例第4条第1項に基づく土地の占用の許可を受けること。
 - ・ 土地の占用の許可に際し、市長が必要として付した許可条件を遵守すること。

担当部課名
電話 XXX-XXXX

(参考)

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱に基づく
民間利活用等推進区域の指定等について

静 岡 市 長

静岡市法定外公共物（河川）土地利活用事業実施要綱第3条第1項及び第2項の規定に基づき、土地利活用事業に使用することができる法定外公共物（河川）の土地の区域（以下、「民間活用等推進区域」という。）を指定するとともに、民間活用等推進区域における土地利活用事業に使用するための土地の占用の方針（以下、「土地利活用方針」という。）を定める。

1 民間活用等推進区域

(1) 指定範囲

（法定外公共物（河川）の名称）の別図に示す区域

(2) 指定年月日

令和●年●月●日

2 土地利活用事業に使用するための土地の占用の方針

(1) 民間活用等推進区域において土地の占用の許可を受けることができる使用方法

広場、スポーツ施設、店舗、駐車場 等
次に掲げる使用方法に該当しないもの
ア 政治的又は宗教的活動
イ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
ウ 騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
エ 公序良俗に反し、又は反社会的な破壊の恐れがある活動

(2) 法定外公共物（河川）の治水上の機能に応じて管理者が指定する条件

(審査基準エ関連)

(3) その他の許可の方針

(貯留機能を有するため池の必要貯留量、工作物の設置に係る施工方法 等)

法定外公共物(河川)土地利活用事業における占用許可手続の流れ

